

離婚協議書

夫 ○○ □□(以下「甲」という)と妻 ○○ △△(以下「乙」という)とは、本日、甲乙間における協議離婚に関し、以下のとおり合意し、本契約を締結した。

第1条 (離婚の合意)

甲と乙は、本日、協議離婚することに合意し、甲は離婚届出用紙に所要の記載をして署名押印し、乙にその届出を託した。

第2条 (離婚の届出)

乙は、この離婚届を令和 年 月 日までに、■■■役所に届け出るものとする。

第3条 (慰謝料と財産分与の不存在確認)

甲と乙は、相互に、慰謝料や財産分与の無いことを確認する。

第4条 (親権者の定め)

甲と乙は、当事者間の長女○○(平成 年 月 日生、以下「丙」という)及び長男○○(平成 年 月 日生、以下「丁」という)の親権者・監護者を母である乙と定め、今後同人において監護養育する。

第5条 (養育費等)

甲は乙に対し、丙および丁の養育費として、令和 年 月より、丙丁各々が20歳に達する日の属する●●年●●月まで、ただし、大学等(大学、短期大学、専門学校等を含む)に在籍している場合には、令和●●年●●月を限度として卒業または退学する日の属する月まで、毎月末日限り、各々金 万円宛を、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

ただし、毎年7月及び12月にそれぞれ金●●万円宛を加算するものとする。

丙(長女)名義の口座

_____銀行_____支店(普通預金)口座番号_____

丁(長男)名義の口座

_____銀行_____支店(普通預金)口座番号_____

- 前項に関わらず、消費税率が上昇した場合には、甲は乙に対して、消費税率が上昇した日の属する月から、前項の金額に消費税率の上昇分を上乗せして支払う。
- 送金に要する費用(振込手数料等)は、甲が負担するものとする。
- 上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議のうえ増減できるもの

とする。

また、丙丁の高校・大学進学のための費用その他の教育費、及び事故又は病気などの特別な費用については、甲乙が協議の上、別途甲が乙に対し、その必要費用を支払うものとする。前項に関わらず、消費税率が上昇した場合には、甲は乙に対して、消費税率が上昇した日の属する月から、前項の金額に消費税率の上昇分を上乗せして支払う。

- 5 丙丁が大学医学部や薬学部などの理系学部に進学するとき、大学院に進学するとき、または進学浪人や留年などによって第1項に定めた期間以降も大学等に在籍することとなった場合には、養育費の額や支払終期について、別途、甲乙間で協議して決定するものとする。
- 6 甲と乙は、相互に、移転・転職・再婚その他、養育費の額の算定に関して影響を及ぼす虞のある重要事項が生じた場合には、遅滞なく相手方に通知することを約束するものとし、必要に応じて、別途協議出来るものとする。

第6条（面会交流権）

乙は甲に対し、甲が丙丁と面会交流をすることを認容する。

ただし、面会交流の日時、場所、方法等の必要な事項は、丙丁の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し協議決定する。

第7条（通知義務）

甲と乙は、相互に、第5条に定める分割金の弁済が完済に至るまでの間、勤務先や職業、口座情報の変更その他、自宅の転居や連絡先電話番号の変更などが生じた場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

第8条（誠意解決条項）

甲及び乙は、本協議書に定めのない問題が生じた場合、または定めた内容に疑義が生じた場合には、誠意を以て協議の上解決することを合意した。

第9条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）について、乙の住所を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本離婚協議の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通宛を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名 (印)

(乙) 住 所

氏 名

(印)